

入札説明書

(京都府庁外駐車場等交通整理業務)

(令和8年1月27日付 公告分)

京都府総務部府有資産活用課

一般競争入札の実施に係る入札公告（令和8年1月27日付け京都府公告。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年1月27日

2 契約担当者 京都府知事

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
京都府総務部府有資産活用課 施設管理係
電話番号 (075) 414-5446

4 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

京都府庁外来駐車場等交通整理業務

(2) 委託業務の内容

別添契約書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

(4) 業務の履行場所

京都府庁外来駐車場他構内（別添図面のとおり）

5 京都府庁外来駐車場等概要

外来駐車場

ア 駐車可能台数 50台（駐車料金の徴収なし）

イ 1日平均駐車台数 約150台

ウ その他 駐車場利用時間は1時間を限度とし、退庁を指導している。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「警備業務」に登録されているものであること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (4) 京都府の区域を担当する営業所において、駐車可能台数が 1 契約で 50 台以上の駐車場交通整理業務を令和 5 年 4 月 1 日以降において 12 月以上継続して履行した実績を有すること。
- (5) 警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 4 条の規定による認定を受けた者であること。
- (6) 7 で定める一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書(別紙様式 1)及び一般競争入札参加資格審査確認資料(以下「確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に關し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間 令和 8 年 1 月 27 日(火)から令和 8 年 2 月 5 日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで(正午から午後 1 時までを除く。)
- (2) 提出場所 3 に同じ。
- (3) 確認資料 次の書類を各一通、持参により提出すること。
 - ア 同種業務に係る履行実績調書(別紙様式 2)
 - イ 京都府委託業務競争入札参加資格審査結果通知書の写し
 - ウ 警備業法第 4 条の規定による認定書の写し
 - エ 誓約書(別紙様式 3)
 - オ 返信用封筒を添付すること
(申請者の所在地、名称を記入の上、460 円分の切手を貼付すること)
- (4) 確認通知 提出期間内に受け付けた申請書については、令和 8 年 2 月 10 日(火)に一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)を郵便により送付する。
- (5) その他

確認資料作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 入札手続等

(1) 入札日時及び場所

ア 日 時 令和8年2月19日(木) 午後3時
イ 場 所 京都市上京区下立売通新町西入籠ノ内町
京都府庁旧本館1階 第1会議室

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式4）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は、認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式5）を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「京都府庁外来駐車場等交通整理業務入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に關係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に対して文書（別紙様式6）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出日 令和8年2月10日(火)から令和8年2月13日(金)午後3時まで
(質疑がない場合も、提出必要)

(イ) 提出方法 FAXによる。 FAX番号 (075)414-5399

(ウ) 提出場所 3に同じ

イ 回答書

(ア) 交付日 令和8年2月17日(火)午後3時から

(イ) 交付方法 FAXにて、7により確認結果通知書を送付した全者に対し交付する。

ウ 質疑及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。

エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額については、1年間の長期継続契約とするため、1年間分の金額を記載すること。（金額は税抜き額を記入すること。）

(8) 開札

ア 開札は、8の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書又は確認資料等を提出しなかつた者の入札

ウ 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は、令和 8 年 2 月 26 日までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第 159 条第 2 項第 3 号に該当する場合は、免除する。

11 契約書の作成の要否

要する。（別紙契約書案により作成する。）

12 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格における業務実績については、当該法人又は個人が元請として実施した実績でなければならない。
- (2) 消費税及び地方消費税率が変更された場合は変更契約を行う。
- (3) 1 から 11 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (4) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (5) 業務仕様書、契約書案、回答書等については、入札終了後に返却すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札当日には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名刺を持参すること。また、入札金額の積算内訳書（別紙様式 7）を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

なお、入札当日は、可能な限り公共交通機関を利用し来庁すること。

(7) 落札者は、速やかに現場責任者を決定しなければならない。

落札者は令和8年3月1日からの業務の開始が円滑に行えるよう現請負業者との間で十分引継をしておくこと。

(8) 落札者は、入札後速やかに (6)で作成した入札に係る積算内訳書及び役員調書（別紙 様式8）を提出すること。

(9) (8)により提出された役員調書により、暴力団員の該当の有無について公安委員会へ照会した結果、6(2)に掲げる条件を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

(10) 問い合わせ先 京都府総務部府有資産活用課 ((075)414-5446)